

山梨県公報

第四十八号

令和元年

十一月十一日

月曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の 期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町雨畑字ガケ下 七六五番一地从先から 南巨摩郡早川町雨畑字馬場七 一八番二地从先まで		二〇〇・二	令和元年十 一月十一日

公 告

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十一月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 荒井機業株式会社 代表取締役 荒井康博 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十六番五十八号 外一者
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー富士吉田店 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十四番三十九号
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県富士吉田市下吉田二千三百二十四番の三外	山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十四番三十九号

- (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

告 示

山梨県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四 七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四 七八三番一地从先まで		三九四・三	令和元年十 一月十一日

山梨県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和元年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十一日

変更前	荒井機業株式会社 代表取締役 荒井康博 山梨県富士吉田市下吉田二千三百三十六番地 外一者
変更後	荒井機業株式会社 代表取締役 荒井康博 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十六番五十八号 外一者

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
変更後	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

- 3 変更の年月日 平成二十年五月二十二日外
- 三 届出年月日 令和元年十月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月十一日まで

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。
令和元年十一月十一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならぬ

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

い。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合

(二) 採捕したコイのエラを除去した場合

(三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和元年十一月十七日から令和二年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
令和元年十一月十一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和元年十一月十七日から令和三年十一月十六日まで